

公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成27年6月19日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 件名 界わい形成地区検討調査業務委託

(2) 事業の目的

景観法に基づく景観計画である「世田谷区風景づくり計画」に定められている風景づくり重点区域「界わい形成地区」の指定を推進するには、街づくり諸制度との関係性を関係所管と調整し、制度の位置づけを確立することが必要である。また、実際に指定を行う際には、対象区域の住民の理解や発意が不可欠である。

界わい形成地区の指定を推進するため、街づくり諸制度や他自治体の取り組み事例等を踏まえて諸条件の整理を行い、関係所管との調整を図りながら、界わい形成地区指定のあり方と手順等の仕組みをまとめる。また、地区指定を促進するためのパンフレットを作成すると共に、次年度以降の地区指定に向けての考え方（アクション）を検討する。

(3) 業務内容

- 1) 界わい形成地区の諸条件の検討・整理
- 2) 界わい形成地区指定のあり方、仕組みの検討
- 3) パンフレットの作成
- 4) 界わい形成地区指定に向けてのアクション検討
- 5) 各種調整支援、会議用資料の作成
- 6) 報告書の作成

(4) 履行期間

平成27年9月上旬から平成28年3月25日まで（予定）

2. 参加資格条件

次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (2) 世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務（取扱品目：地域・地区計画）」または「環境アセスメント関係（取扱品目：景観）」に登録があること
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと

- (5) 都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと
- (6) 平成15年以降、本業務と同種または類似業務を行った実績を有すること

【同種業務】

- ・景観法に基づく景観計画の重点区域等指定の検討に関する業務

【類似業務】

- ・景観法に基づく景観計画の策定業務（改定を含む）
- ・都市計画法に基づく地区計画等の指定に関する業務
（街づくり誘導地区等、地区計画の前段階として指定するものを含む）

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 基本事項（提出書類の適正）
- (2) 企業実績（業務実績）
- (3) 予定技術者実績（技術者資格、実務実績、地域精通度）
- (4) 業務実施体制（実施体制の妥当性）
- (5) 特定テーマに対する提案（課題認識の的確性、説得力、実現性、創意工夫）
- (6) 業務実施方針（業務内容の理解、工程計画との整合性）
- (7) 資料作成能力（わかりやすさ、見やすさ）
- (8) ヒアリング（専門技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力）
- (9) 参考見積の妥当性

5. 手続等

(1) 担当部課

世田谷区都市整備部都市デザイン課（担当：一坪、大島、高野）

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27（第1庁舎4階45番窓口）

電話：03-5432-2039 / FAX：03-5432-3023

E-mail：sea02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 期 間：平成27年6月19日（金）～平成27年7月3日（金）

2) 交付場所及び方法

世田谷区ホームページより閲覧、ダウンロード

[トップページ](#) [くらしのガイド](#) [風景づくり](#)

上記（1）にて窓口配布（土日を除く午前8時30分から午後5時まで）

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

1) 期 限：平成27年7月3日（金）午後5時まで（必着）

2) 場 所：上記（1）

3) 方 法：持参または郵送（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る）

(4) 提案書の提出日、提出場所及び方法

- 1) 期 限：平成 2 7 年 7 月 2 7 日 (月) 午後 5 時まで (必着)
- 2) 場 所：上記 (1)
- 3) 方 法：持参または郵送 (宅急便、書留等、送達確認できるものに限る)

6 . その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：無し
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口：上記 5 . (1)
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由 (審査経過等) を公表することができる。
- (7) 詳細は、上記 5 . (2) の説明書による。